

令和3年度中小企業BCP等策定支援業務委託 業務仕様書

1 委託業務の目的

この業務は、三重県の中小企業・小規模企業における防災・減災対策を促進するための事業の一環として、中小企業・小規模企業を対象に、BCP（事業継続計画）や事業継続力強化計画等の策定を支援することで、災害対応力の向上と同時に経営改善が実現し、さらなる成長を図ることを目的とします。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和3年度中小企業BCP等策定支援業務委託

(2) 委託期間

契約締結日 から 令和4年 3月25日（金）まで

(3) 委託業務の内容

① 事業の概要

BCP（事業継続計画）や事業継続力強化計画等の策定支援を希望する中小企業・小規模企業を個別訪問し、実効性のある計画策定を支援します。

また、次年度以降、中小企業・小規模企業における計画策定への支援が地域で自律的に実施されるよう、支援ノウハウを商工団体の経営指導員等と共有します。

② 事業の支援対象者

県内に事業所を有する中小企業・小規模企業

③ 具体的な内容

ア 支援先の募集

- ・募集チラシ等を作成し、HPやSNS等により支援申し込み企業を募集すること。（県HPでも募集を行います。）

イ 支援先の決定

- ・支援先は、県と協議の上、決定すること
（地域性を考慮した上で、基本的に先着順とします。）

ウ ハンズオン支援の実施

- ・「事業継続力強化計画」（中小企業庁）の策定支援を基本としつつ、支援先の実態に応じて、より実効性の高い取組を支援すること。
- ・1企業あたり、3回まで無償で相談に応じること。
- ・支援先への訪問を基本とし、感染拡大の状況や支援先の希望によりweb等による支援を行うこと。
- ・支援にあたり、商工団体の経営指導員等から同行の希望がある場合は、応じること。
- ・対象リスクは地震や水害等の自然災害だけでなく、感染症も対象とすること。

- ・支援先に対して支援後のアンケートを実施すること。
- ・支援企業数は20社以上とすること。

エ 支援ノウハウ勉強会の実施

- ・支援結果等に基づき、商工団体の経営指導員等向けに支援ノウハウに関する勉強会を1回以上開催すること。

(4) 委託業務完成報告書等の成果品作成と納入

受注者は、上記(3)による事業全体の内容に関する実施記録(当日の様子を撮影した写真等の記録を含む)、参加者名簿、アンケート結果等を報告書として作成し、これを三重県に納入すること。納入は履行期限までに行うこととし、納入する部数は下記のとおりとする。

【納入品】

- ・報告書(紙媒体) : 3部
- ・電子データ : 1部 (Word、Excel等で作成し、CD-R等で納品すること)

3 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

4 委託料の支払方法及び時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとしますが、必要に応じて、委託業務実施中の概算払いもできることとします。

5 変更に関する協議

契約業務の内容及び金額、履行期限等に変更が生じた場合は、県と受注者との間で協議のうえ、その取扱いを決定します。

6 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

10 その他

- (1) 報告書をはじめとする成果物の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とする。

なお、三重県個人情報保護条例第68条及び第69条、第72条により、委託を受け

た業務に従事している者等に対する罰則規定が設けられているので注意されたい。

- (4) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとする。